

(前文)

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、家庭等に長期間とどまり続け、他者や社会と接触しないで生活する「状態」のことを表す概念です。

かつては、ひきこもりの状態にある人は、不登校の延長線上にあるものとして、若年層に多いものと捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代にみられるようになりました。

ひきこもりの状態になる要因は、一人一人異なり、その人を取り巻く状況も、支援の在り方についても人それぞれです。そのような中で共通するのは、ひきこもりの状態にある人やその家族等にとって、周囲の理解がとても大切だということです。

ふとしたときに、他者や社会との関わりに疲れてしまうことは、誰にとっても決して珍しいことではありません。その時々状況により、すぐに回復する場合も、なんとか持ち直す場合もあれば、生きるための選択肢として社会との関わりを回避せざるを得ない場合も存在します。このようなことは、年齢や性別、性格や病気の有無等にかかわらず、きっかけ次第で誰にでも起こり得るものです。

ひきこもることを選択した場合であっても、本人やその家族等の望まない孤独や孤立を伴うことがあってはなりません。また、本人が望まない段階で社会との接触を強いると、更に生きづらさを感じさせてしまうことがあります。時が来て、自らの意思で社会と関わる一步を踏み出そうとしたときに、支援につながり、ためらうことなくその歩みを進められるよう、この「やむを得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

そこで本市は、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、市民の理解を得るとともに、一人一人の状況や本人とその家族等の気持ちに寄り添って、関係機関と協力しながら将来にわたり必要な支援を行っていくため、本条例を制定します。

**【解説】**

- ・この条例を制定するにあたっての背景や意図を示しています。
- ・ひきこもりとは、様々な要因の結果として、家庭等に長期間とどまり続け、他者や社会と接触しないで生活する「状態」を表す概念です。
- ・ひきこもりの状態になる要因はさまざまであり、生きるための選択肢として社会との関わりを回避せざるを得ない場合もあります。こうしたことは、きっかけ次第で誰にでも起こり得るものです。
- ・ひきこもることを選択した場合であっても、本人やその家族等が望まない孤独や孤立を伴うことなく、自らの意思で社会と関わる一步を踏み出そうとしたとき、必要な支援につながるができるよう、「やむを

得ずひきこもるという選択」について、誤解や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

- ・本市は、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、市民の理解を得るとともに、本人とその家族等の気持ちに寄り添って、将来にわたり必要な支援を行っていくため、条例を制定することとしました。

#### (目的)

第1条 この条例は、こもりびとの支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、こもりびとの支援に関する施策の総合的な推進を図るとともに、市民の理解を促し、もってこもりびと及びその家族等が、望まない孤独や孤立を伴うことなく安心して生活し、希望する時に必要な支援につながることできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

- ・条例制定の目的を示しています。
- ・基本理念や基本的施策を定め、こもりびとに関する施策を総合的に推進していくことについて意思表示しています。
- ・条例の制定により、こもりびと当事者及び家族等が、望まない孤独や孤立を伴うことなく、安心して生活し、希望する時に必要な支援につながるができる地域社会の実現を目指します。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こもりびと 様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊等をいう。以下同じ。)を回避し、市内においておおむね6月以上にわたり家庭等にとどまり続けている状態の者をいう。
- (2) 家族等 家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (4) 関係機関 市内においてこもりびと及びその家族等の支援に携わる医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等に関連する機関をいう。

#### 【解説】

- ・本条では用語の定義をしています。
- ・「こもりびと」は、様々な要因により就学、就労等の社会的参加を避け、おおむね6月以上にわたり、家庭等にとどまり続けている状態の方としています。
- ・「家族等」は、家族に限らずこもりびとと日常生活で密接な関係にある方としています。
- ・「市民」は、市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人等としています。

- ・「関係機関」は、市内でこもりびと及びその家族等の支援に携わる、医療、福祉、保健、教育、法令、生活、地域づくり、雇用等の様々な分野で関連する機関としています。

(基本理念)

第3条 こもりびとの支援に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) こもりびとに関する市民の理解が深められ、こもりびと及びその家族等が生活する上でその尊厳が保持されること。
- (2) こもりびと一人一人の生き方及び価値観が尊重され、自らの意思で社会とつながるために多様な選択肢が示されること。
- (3) こもりびと及びその家族等が必要とする支援が適時に行われること。

【解説】

- ・こもりびと支援を進める上での基本理念を定めています。
- ・こもりびと及びその家族等が地域で生活する上で、周囲の理解は欠かせないものです。こもりびとに関する市民の理解が深められ、こもりびと及びその家族等の尊厳が保たれることが大切です。
- ・こもりびとの生き方と価値観が尊重され、どこからも強制されることなく自分の意思で一步を踏み出したときにさまざまな選択肢があること、そして必要な支援が適切に行われること、これらを基本理念として掲げています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、こもりびとの支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

【解説】

- ・市の責務として、第3条に定める基本理念にのっとり、こもりびと支援の施策を総合的に実施することと定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、こもりびとにとって、ひきこもることがやむを得ない選択である場合があり、きっかけ次第で誰にでも起こり得ることについて認識するとともに、市が実施するこもりびとの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・市民に対し、役割として期待することを示しています。
- ・生きるためにひきこもることを選択せざるを得ない場合もあることや、こうしたことは、ふとしたきっかけで誰にでも起こり得るということを認識していただくこと、市が行うこもりびと支援施策への協力に努めること、としています。

(関係機関の役割)

第6条 関係機関は、第3条の基本理念にのっとり、こもりびと及びその家族等に対する適切な支援を行うとともに、市が実施するこもりびとの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・関係機関に対し、期待する役割を示しています。
- ・こもりびと及び家族等に対し、適切な支援を行い、市が実施するこもりびと支援へ協力いただくよう努めることとしています。

(こもりびとの支援に関する基本的施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) こもりびと及びその家族等への相談支援
- (2) こもりびとに関する情報の収集及び提供
- (3) こもりびとへの理解を深めるための取組
- (4) 社会的参加に向けたこもりびとにとって必要な支援及び環境整備
- (5) その他市長が必要と認める施策

【解説】

- ・こもりびと支援に関する市の施策を定めています。
- ・こもりびと及びその家族等への相談支援は、各人の抱える直接的な課題の解決に向け、関連機関と連携しながら進める「課題解決型」の支援と、こもりびとの存在を認め、本人に寄り添いながら進める「伴走型」の支援があります。こもりびと事例検討会や関連機関との連携を通じ、一人ひとりのペースに合わせ、支援を行います。
- ・こもりびとに関する国・県及び他市の動向等を把握するとともに、関係機関の情報収集に努め、必要に応じて広報やホームページなどで当事者や市民等に提供していきます。
- ・こもりびとへの理解を深める取組として、こもりびと支援講演会や当事者の家族を対象とした集まりの開催、支援や啓発に関するパンフレットの作成及び配付、ホームページでの告知などを行います。

- ・当事者同士のフリートークの場及びフリースペース（居場所）を提供し、こもりびとが自分の意思で一步を踏み出すための環境を整えます。

（財政上の措置）

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

- ・市は、前条に定めるこもりびと支援の施策を推進するため、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、必要な財政措置を講ずることを定めています。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・必要に応じ、規則を定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

- ・本条例は、令和4年9月27日から施行しています。